

Title	親衛隊保安部が描いた「若者像」：第二次世界大戦下ナチス・ドイツの社会史への一考察
Sub Title	"Jugend-Bild" des Sicherheitsdienstes der SS : Eine Betrachtung zur Sozialgeschichte des Nazi-Deutschlands im Zweiten Weltkrieg
Author	塚本, 遼平(Tsukamoto, Ryohei)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2009
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.102, No.3 (2009. 10) ,p.601(167)- 620(186)
JaLC DOI	10.14991/001.20091001-0167
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20091001-0167">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20091001-0167</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

親衛隊保安部が描いた「若者像」

——第二次世界大戦下ナチス・ドイツの社会史への一考察——

塚本 遼 平

(初稿受付 2009 年 7 月 30 日、  
査読を経て掲載決定 2009 年 11 月 6 日)

I. はじめに

ナチス・ドイツにおける若者についての歴史研究は、当時の一次資料が 1970 年代に公開され、よりローカルなレベルでナチ支配状況の分析が可能となったことで、いわゆる「非公式の」抵抗運動としての若者の徒党を考察の対象とするようになった<sup>(1)</sup>。70 年代半ば以降こうした抵抗運動研究は、順応と拒否との間における日常的な態度・行動を研究する領域

へと移り<sup>(2)</sup>、80 年代にはポイカートやクレンネといった西ドイツの歴史家たちによって、主に労働者階級の若者たちが形成した徒党の実態が明らかにされてきた<sup>(3)</sup>。90 年代に入ると日本でも、代表的な徒党集団「エーデルヴァイス海賊団」を中心に、ナチス時代の若者たちの抵抗運動は様々な文献や論文で紹介・研究されている<sup>(4)</sup>。

1980 年にポイカートによって出版された資料集からは、エーデルヴァイス海賊団を形成した若者たちの姿を以下のように概観できよ

- (1) Alfons Kenkmann: *Wilde Jugend: Lebenswelt großstädtischer Jugendlicher zwischen Weltwirtschaftskrise, Nationalsozialismus und Währungsreform*, Essen: Klartext, 1996, S.13 ff.
- (2) Kenkmann: *Wilde Jugend*, S.16.
- (3) エーデルヴァイス海賊団の資料集として, Detlev Peukert: *Die Edelweißpiraten. Protestbewegungen jugendlicher Arbeiter im Dritten Reich: eine Dokumentation*, Köln: Bund-Verlag, 1980. 『エーデルヴァイス海賊団——ナチスと闘った青少年労働者』伊藤富雄訳 (晃洋書房, 2004 年)。また若者たちの抵抗運動に関する文献として, Detlev Peukert: *Volksgenossen und Gemeinschaftsfremde. Anpassung, Ausmerze und Aufbegehren unter Nationalsozialismus*, Köln: Bund-Verlag, 1982. 『ナチス・ドイツ——ある近代の社会史』木村靖二・山本秀行訳 (三元社, 1991 年)。Arno Klönne: *Jugend im Dritten Reich. Die Hitlerjugend und ihre Gegner*, 3. aktualisierte Auflage, Köln: Papy Rossa, 2008. (1982<sup>1</sup>)

う。すなわち、1930年代末ごろから主にドイツ西部の大都市において、ナチ体制やナチスの青少年組織ヒトラー・ユーゲント（Hitlerjugend；以下、HJと略記）に反抗的な労働者階級出身の若者たちが、HJの外部で徒党を形成するようになった。彼らはしばしば、HJとは異なる制服の着用、ハイキングや旅行、非合法の青少年団体の歌の演奏など禁じられた活動を行っただけでなく、HJ隊員や監視部隊であるHJパトロール隊をターゲットにした殴り合いや銃撃といった暴力的行為をも繰り返していた。徒党撲滅を目的とした捜索が刑事警察や秘密国家警察（ゲシュタポ）によって何度も実施され、逮捕された若者の一部は収容所に移送するという措置が執られるほどであった。<sup>(5)</sup>

こうした若者像からは資料の作成主体、すなわちゲシュタポや司法当局、HJといった諸機関の問題関心が窺える。つまりこれらの機関は、HJの外部で徒党集団を形成した若者た

ちに目を向け、彼らがHJの外部で起こした逸脱行為、中でもとりわけ、HJに対する暴力を伴った「積極的な」抵抗を問題視していたと考えられる。

さて一方で、第二次世界大戦下における若者たちについては、ナチスの秘密情報組織である親衛隊保安部（Sicherheitsdienst der SS；以下、SDと略記）も関心を寄せていた。当時SDが若者たちをどのように分析していたのかは、SDが作成した「秘密報告書」（SD報告<sup>(6)</sup>）より明らかとなる。このSD報告は、ハインリヒ・ヒムラー以下閣僚やナチ党全国指導者などに配布され、政策決定過程に多大な影響を与えただけでなく、様々な分野にわたってドイツの民衆の民意を把握・提供しようとしたものであり、公表を目的として作成されなかった点、民衆の「飾り気のない像」を提供しようとした点から、きわめて資料的価値<sup>(7)</sup>の高いものである。

SDが若者に関する報告を作成した期間は、

- 
- (4) 原田一美『「逸脱」する若者たち——第三帝国における青少年』『大阪産業大学論集 人文科学編』91号（1997年3月）69-88頁。同『ナチ独裁下の子どもたち——ヒトラー・ユーゲント体制』（講談社、1999年）。竹中暉雄『エーデルヴァイス海賊団——ナチズム下の反抗少年グループ』（勁草書房、1998年）。
- (5) ボイカート『エーデルワイス海賊団』、22-196頁
- (6) *Meldungen aus dem Reich 1938-1945. Die geheimen Lageberichte des Sicherheitsdienst der SS*, hrsg. und eingeleitet von Heinz Boberach, 17 Bde., Herrsching: Pawlac, 1984. SDの概要およびSDの「秘密報告書」の構成や資料的価値については、矢野久「第二次世界大戦下ドイツ民衆の外国人労働者像」『三田学会雑誌』83巻3号（1990年10月）109頁以下、または同『ナチス・ドイツの外国人——強制労働の社会史』（現代書館、2004年）42頁以下を参照。なお、「秘密報告書」のタイトルは、1938年は「国家保安本部1938年年次報告」（“Jahresbericht 1938 des Sicherheitshauptamtes”）、39年当初は「国家保安本部1939年第一四半期報告」（“1. Vierteljahresbericht 1939 des Sicherheitshauptamtes”）、39年10月9日以降、「国内情勢報告」（“Berichte zur innenpolitischen Lage”）、39年12月8日以降、「ライヒ報告」（“Meldungen aus dem Reich”）、43年6月7日以降、「国内問題に関するSD報告」（“SD-Berichte zu Inlandsfragen”）と改称されているが、本稿では一括してSD報告と略記することにする。

主に1938年から44年までである。それらは大部分が「文化領域」の項目に分類されている。多くの報告が学校の制度上の問題点などを取り上げる一方で、様々な国家的措置に対する若者たちの、そして彼らを取り巻く人々の意見や態度を伝える報告も少なくない。そうした報告からは、上記のようなゲシュタポなどの資料からは析出されない、SDが描いた独自の若者像が見えてくる。

SD報告を分析の対象とすることについては、すでに外国人労働者および女性に関する<sup>(8)</sup>矢野久の研究がある。本稿は方法的に、SD報告の詳細な分析によって戦時下での様々な問題、あるいはそれに対するドイツ民衆の見解や感情、意識を明らかにしてゆくという矢野の研究に依拠する。その上で、SDによって描かれた若者像が一体どのようなものだったのかを明らかにし、SDの問題意識を考察することを本稿の課題とする。それにより、以下の二つが可能となる。第一に、徒党や抵抗運動の担い手となった若者たちに焦点を当てた従来の研究に比し、戦時体制下でのより多様で複雑な若者たちの姿を析出すること、そして第二に、ナチスの青少年政策に影響を与えた要素について、従来の研究とは異なった視点から提示することである。

## II. 「積極的な」抵抗

SD報告においても、「暴力的手段」を行使した若者たちの姿が全く取り上げられなかったわけではない。彼らは徒党を形成し、主にHJの外部で活動を行い、HJやナチ体制に対して「積極的な」抵抗を試みる若者たちとして描写されている。したがってそれは、ゲシュタポやHJなどが描き出したものと非常に類似した若者像といえる。

SD報告の中で暴力的な若者たちを最も詳述しているのは、1938年の年次報告である。ここで問題とされたのは、HJの外部で確認された、野性的なグループ(wilde Gruppe)と呼ばれる「全く新しい形態」の敵対的な若者たちの諸集団だった。彼らは「硬い組織的な結束を持つことなく、主として様々な大都市において」姿を現し、旅行や集会、「性的な放埒行為」を行い、HJとの殴り合いを何度も起こしていたという。<sup>(9)</sup> 名称こそ言明されていないものの、こうした種々の特徴から、これらの集団は上述したエーデルヴァイス海賊団かそれと類似した若者の徒党であると思われる。SDによるとこの集団は、行政機関に大規模な活動を余儀なくさせるほどのものであり、学校外の青少年教育(すなわちHJでの活動)の「喫緊の危機」と見なされていた。<sup>(10)</sup>

(7) 矢野「外国人労働者像」, 111頁。同『ナチス・ドイツの外国人』, 43頁以下。

(8) 矢野「外国人労働者像」, 106-128頁。同「大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員(下)」『三田学会雑誌』83巻4号(1991年1月)185-202頁。同『ナチス・ドイツの外国人』。

(9) Jahresbericht 1938 des Sicherheitshauptamtes, *Meldungen aus dem Reich 1938-1945* (以下, *MaR* と略記), Bd. 2, S.148.

また1939年11月20日の報告でも、増加する若者の「粗暴化と非行化」の具体例の一つとして、徒党を組んだ若者たちが描かれている。彼らは「HJから締め出された者、およびそれ以外の、組織に入れられていない若者」であり、ハンブルクでHJと殴り合おうとしていたという<sup>(11)</sup>。

このようにSDは、HJに対して暴力的手段を用いるに至った若者たちについての報告を行っており、その意味で、ゲシュタポなどと共通した問題意識を持っていたとも考えられる。しかしここで重要なのは、SDがそうした問題意識を有していたということよりも、SD報告全体においては、こうした暴力的な若者たちが取り上げられることはむしろ極めて稀であった、という点である。すなわちSDは、とりわけ1938年にはある程度の具体性をもって描いていたにもかかわらず、HJ外部で徒党を形成し暴力的な活動を行うような若者たちには、これ以降ほとんど触れなくなっていくのである。したがって、HJや体制側に対し「積極的な」抵抗を繰り広げる若者たちは、SD報告で描かれた若者像の中でも例外的なものにとどまっていたといえよう。

### III. 「消極的な」逸脱および問題行動

では、SDが報告対象の中心としたのは、どのような若者たちだったのだろうか。一言で

言えばそれは、より「一般的な」若者たちである。すなわち、HJに所属しているか、それが報告中で明らかでない場合でも、少なくとも「積極的な」抵抗にまでは至ることのなかった大多数の若者こそ、SDが中心的に取り上げようとした対象だった。中でもSDの主な関心は、暴力的手段を行使しなかったという意味で「消極的な」、若者たちの逸脱あるいは問題行動に、そしてこれらに影響を与えた諸要素にあったといえる。こうした若者たちをSDがどのように描いていたのかを、以下ではHJ活動の場とそれ以外の場（本稿では、「公あるいは労働の場」とする）に大別して考察してゆく。

#### 1) HJ活動の場

まずはHJ活動の場における若者たちについて、SDが「肯定的」に描いている事例を挙げてみよう。この場合、実際の戦地での体験を語る報告会が問題となった。1939年11月29日のSD報告では、SS隊員や前線兵士がポーランドでの戦いや西部の要塞についてHJの活動内で報告すべきであるとされ、そのような形で実施された活動はHJの若者たちに「より大きな人気を博した」ことが伝えられている<sup>(12)</sup>。同様に40年2月12日の報告でも、ポーランド進軍に参加したHJのメンバーがHJ活動の中で戦地での体験報告をしたり、鉄十字勲章を表彰された前線兵士が経

(10) *ibid.*, S.148.

(11) Berichte zur innenpolitischen Lage v. 20.11.39, *MaR*, Bd. 3, S.477.

(12) Berichte zur innenpolitischen Lage v. 29.11.39, *MaR*, Bd. 3, S.508.

験を語ると、HJの若者たちはそのような報告行事に「大きな興味を示した」とされている<sup>(13)</sup>。このように、SD報告においてHJの若者たちは、自分と戦争をより直接的に結び付けてくれるような機会としての戦地体験報告が行われると戦争に強く興味を示す、という意味で「肯定的」に描かれるのである。

しかしこうした事例は数少ない。HJ活動内での若者に関するSD報告の多くは、彼らを「否定的」に描写している。SDが問題視している点は、主に二つある。第一に若者たちの「消極的な」逸脱行動としての、HJ活動の欠勤・不参加が挙げられる。HJ法施行条令が公布された1939年3月25日以降、満10歳の若者たちにはHJへの入隊と活動への参加が義務付けられ、違反者に対する罰則規定も設けられた<sup>(14)</sup>。ところが39年11月20日の報告によれば、とりわけ国防軍への召集によってHJでは部隊リーダーが不足し、隊員たちの規則正しい指導が困難となっていた。そしてそうした状況の下で、徒弟の若者たちが「経済活動において以前よりも著しく酷使される」ことを理由にHJの活動を欠勤するようになり、さらに「活動のために支給されるパンとバターがほんのわずかしか食べられない」との言い訳によって参加を拒否するケースも増えているというのである<sup>(15)</sup>。また40年6月27

日および翌年2月3日の報告でも、HJの活動を欠席する若者の増加が指摘されている。その原因としてSDは、HJリーダーの召集だけでなく、戦時体制下での物資不足という状況において、HJ山野訓練により隊員の衣服や靴の磨耗が激しくなっているという事態をも指摘している<sup>(16)</sup>。

またこうした若者たちの欠勤は、親や企業経営者、カトリック教会の聖職者などといった若者たちの周囲にいる人々の意見や態度にも大きく影響された。1940年10月17日の報告からは、若者のHJ活動への出欠が親たちに左右されたことが窺える。40年夏に実施されたHJキャンプの状況について述べた同報告によれば、親たちは空襲の危険を懸念して「キャンプへの参加を自分の子供に許さなかった」のであり、さらに「相当数の親たちが今年のHJ夏キャンプを拒絶した原因は、宿営地で十分な食物を与えることができるのかという疑念だった」。またHJキャンプに対しては、商・工・手工業界からも激しい抵抗が起きていたという。同報告によれば、戦時経済に欠かせない労働者の若者たちのキャンプ参加が拒否されることも珍しくなくなり、相当数の企業が「根本的にキャンプには反対」していた<sup>(17)</sup>。

ここで確認しうることは、HJ活動への参加

(13) *Meldungen aus dem Reich* v. 12.2.40, *MaR*, Bd. 3, S.750.

(14) Klönne: *Jugend im Dritten Reich*, S.32.

(15) *Berichte zur innenpolitischen Lage* v. 20.11.39, *MaR*, Bd. 3, S.477.

(16) *Meldungen aus dem Reich* v. 27.6.40, *MaR*, Bd. 4, S.1311.; *Meldungen aus dem Reich* v. 3.2.41, *MaR*, Bd. 6, S.1967.

(17) *Meldungen aus dem Reich* v. 17.10.40, *MaR*, Bd. 5, S.1681f.

が法的義務となったにもかかわらず若者たちの欠勤や不参加が相次いでいたということ、そしてそうした事態は彼ら自身の意思にだけでなく、戦時体制下で彼らを取り巻く様々な状況にもよるものだったということである。さらに、しばしば周囲の人々によっても、若者たちがHJの活動に参加するか否かが決定されたということも見て取れよう。このようにSDの問題関心は、若者の「消極的な」逸脱行動の背景にあった、種々の「外的」要素にまで及んでいたのである。

HJの活動における問題としてSDが注視していた第二は、活動そのものの中においてさえ起きていた、若者たちの「倫理的・道徳的」問題である。1939年11月20日の報告によると、農村援助に動員された16～19歳の女子たちの「非道徳的な素行」に対し住民から苦情が出され、また別の地域では、HJ農村奉仕キャンプが一部で完全に「荒廃している」ので、そこに泊まっている若者たちの「甚大な教育的・健康的・道徳的被害を覚悟せねばならぬ」<sup>(18)</sup> かったという。同年12月4日の報告では、HJ勤務あるいはその他の共同動員の一部で、若者たちが長時間食堂に滞在し泥酔している様子が叙述され、さらに若者たちの「倫理的・道徳的荒廃」の例として、13～14歳の少女を含めた多数の少女たちがすでに性的関係を持っていたということが挙げられている。<sup>(19)</sup>

HJ活動内でのこうした問題は、1940年に実施されたHJの農村への動員に関するSD報告でより具体的に叙述されている。この動員は農村での収穫作業援助を目的とするものであり、その形態は、HJのメンバーがキャンプに集められ農家へと動員されたり、直接農家に寝泊りして収穫作業を手伝うなど様々であった。

SDは若者たち自身が起こした問題として、キャンプにおける「非倫理的・非道徳的」な行為を挙げている。1940年12月16日の報告によると、高等学校の同学年の生徒たちで形成されたあるキャンプにおいては、ほぼ毎日村の飲食店で「盛大な酒盛り」が行われており、「過度の喫煙も日常茶飯事」だったという。またSDは、しばしば男子が女子のキャンプを訪れているという事態にも言及し、こうした状況はキャンプのリーダーたちが適切な指導を行っていないことが原因であり、今後は動員されたHJのメンバーよりも年上の適切なHJリーダーを監督者としなければならぬと主張している。<sup>(20)</sup>

一方でSD報告では、若者たちの動員先である農家の側からもたらされた問題も懸念されている。1940年7月18日の報告によると、動員されたHJのメンバーがしばしばポーランド人労働者たちと食事を共にしなければならぬこと、あるいはポーランド人と同じ部屋に宿泊していたことについて苦情が出され

(18) Berichte zur innenpolitischen Lage v. 20.11.39, *MaR*, Bd. 3, S.477.

(19) Berichte zur innenpolitischen Lage v. 4.12.39, *MaR*, Bd. 3, S.526.

(20) Meldungen aus dem Reich v. 16.12.40, *MaR*, Bd. 6, S.1877.

た。こうした状況は、「ポーランド人と若者たちを一緒にすることに何も配慮しない」という、農民たちのイデオロギー面での無関心が原因と見なされている。<sup>(21)</sup>40年12月16日の報告は、この状況を補足説明している。それによれば、農場主は12、3歳の女子をポーランド人の戦時捕虜たちと一緒に食事させており、その後農場主が留守の際、女子たちは「ポーランドの非道徳的な言い回し」にさらされた。また、時折HJメンバーが収穫作業動員中にポーランド人労働者に「監督」され、一部では「虐待」を受けていたということも述べられている。<sup>(22)</sup>

ここでの若者たちの姿は、二面性をもって描かれているといえよう。つまり、一方で若者たちは、HJの活動には参加しているものの中で「非倫理的・非道徳的」な逸脱行為を起こす側であり、他方では、HJ活動に何らかのかかわりを持つ外部の人々によって「倫理的・道徳的」な危険にさらされる「被害者」でもあったのである。

## 2) 公あるいは労働の場

公の場における若者たちの問題は、SD報告ではしばしば「青少年保護警察令」などの法律と結び付けられる。1930年代末のいわゆる「若者たちの非行」問題の激しい増加を受

け、1940年1月の保安警察やSDといった国家機関の幹部協議にて、刑法上および警察の対策とHJの機能強化が必要とされ、同年3月9日に公布された条令が「青少年保護警察令」だった。<sup>(23)</sup>この条令では主に、若者たちの夜間の外出禁止や、飲食店・映画館への出入りや飲酒・喫煙の制限あるいは禁止が規定され、若者たちの日常的な逸脱行為が刑罰の対象とされるようになった。<sup>(24)</sup>さらに40年10月4日および11月28日の閣議令にて、違反行為を犯した若者に対して迅速な制裁を下すための新たな手段、「青少年拘禁」の導入が決定された。<sup>(25)</sup>

これに伴って、SDの問題関心もこれらの条令の実際の施行状況に及ぶようになった。1940年4月29日の青少年保護警察令に関する報告でSDは、まだしばしば若者たちは飲食店や映画館から追い出されてはいるが「こうした事例の数は減りつつある」と述べる一方で、取締りに関する困難にも言及している。すなわち、一方で警察令の「抜け穴」を悪用して飲食店での滞在を続けようとする若者がおり、他方でそれを擁護し黙認する、あるいは警察令を十分に知らない大人たちがいることで、法令遵守の徹底が難しくなっているという。<sup>(26)</sup>

若者たちの行動そのものを問題視した事例

(21) Meldungen aus dem Reich v. 18.7.40, *MaR*, Bd. 5, S.1392.

(22) Meldungen aus dem Reich v. 16.12.40, *MaR*, Bd. 6, S.1876.

(23) Klönne: *Jugend im Dritten Reich*, S.247.

(24) *ibid.*, S.247; 矢野久「ナチズムの中の20世紀——総括と展望」川越修・矢野久『ナチズムの中の20世紀』(柏書房, 2002年) 316–320頁。

(25) Klönne: *Jugend im Dritten Reich*, S.247.



は、1940年8月1日の報告でも挙げられている。ここでは、映画館において若者たちが常に、青少年には禁じられた映画の鑑賞といった禁令違反を数多く犯しているが、警察やHJパトロール隊による手入力は「乏しい成果しか挙げられていない」ことが伝えられている。

これは、若者たちが「常に新しいやり方」で、禁令や警察の取締りを「すり抜けようとする」ことによるものだという<sup>(27)</sup>。一方青少年拘禁に関しては、全住民にその重要性を理解させるための「包括的な啓蒙活動」の必要性が主張されている。40年11月28日のSD報告によれば、啓蒙活動は特に「青少年教育に何らかの形で関わっているあらゆる層を捕えねばならず、それと並行して「若者自身に条令の本質と目的を明確に理解させ」ることが必要とされた<sup>(28)</sup>。これらの報告からは、SDの問題意識が、青少年保護警察令や青少年拘禁導入の閣議令の施行後も繰り返される若者たちの「逸脱行為」そのものに、そしてしばしばその原因とも見なされた、若者自身および大人たちの条令の目的や本質に対する無理解・無関心に向けられていたことが見て取れよう。

これ以降のSD報告からは、上記のような問題が必ずしも解消されていないことが窺える。1941年3月6日の報告によれば、いくつかの地域では青少年拘禁（執行）所が以前からある刑務所の中にしか設けられなかったた

め、依然として若者や住民には、青少年拘禁刑は他の禁固刑と同一のものとしかと思なされてい<sup>(29)</sup>なかつた。また、青少年保護警察令違反についても43年1月4日の報告が伝えている。それによると、特に飲食店の出入りの禁止を破る者が多数おり、一部では「非常に評判の悪い深夜風俗店や酒場」などに入入りし、しばしば「売春酒場」が好まれているという。さらにSDは、飲食店出入りが女子にも当てはまり、昼夜を問わず兵士たちと飲食店に滞在していたことについても問題視<sup>(30)</sup>している。

このように、HJ活動以外の場での「倫理的・道徳的」問題を取り上げた報告は数多く存在するが、やはりSDは若者たちの性的な問題にも懸念を示している。1942年1月22日の報告には、HJの農村動員の場合と同様に外国人労働者とドイツ人少女たちの問題がクローズアップされているが、ここではドイツ人少女たちが主体的な行為者として描写されている。同報告によると、まず、数百万人も外国人労働者が帝国（Reich）国内に投入される一方、多数のドイツ人男性が兵役に召集され、また外国人との性行為の全面的な禁止令がないために、外国人労働者とドイツ人女性との性交が増大しているという。

中でもドイツ人の少女たちに関しては、ハレから次のような報告があった。「イタリアな

(26) Meldungen aus dem Reich v. 29.4.40, *MaR*, Bd. 4, S.1075f.

(27) Meldungen aus dem Reich v. 1.8.40, *MaR*, Bd. 5, S.1437.

(28) Meldungen aus dem Reich v. 28.11.40, *MaR*, Bd. 6, S.1819.

(29) Meldungen aus dem Reich v. 6.3.41, *MaR*, Bd. 6, S.2082.

(30) Meldungen aus dem Reich v. 4.1.43, *MaR*, Bd. 12, S.4625.

ど特定諸国との政治的友好関係があっても、イタリア人あるいはその他の外国人労働者との性交は人種生物学的観点からどう見ても拒絶しなければならない、という感覚が、ドイツ人少女たちには全く不足している<sup>(31)</sup>。ベルリンからの報告でも、ドイツ人が異民族の男性と関係するような諸事例では、「異民族と付き合うことを全く心配せず、若者の未熟さの中で行動をとる」非常に若い少女たちがしばしば問題になっているとされた。SDはこうした事態の主な原因を、彼女らの外国人に対する興味や「性格的に無定見」である点に見ており、著しい数の少女たちが外国人に「言い寄っている」ことや、「最も厳しい監視」にもかかわらず外国人と「ほっつきまわろうとする」ことを危険視したのである。

一方で、SDは「被害者」としての若者の姿をも描いている。外国人労働者の大部分がドイツ人女性に対してしばしば「図々しく挑発的に振舞って」おり、街頭や公園、公共交通機関でドイツ人女性に「しつこく近づこうとしていた」。特に少女たちは彼らから、「一緒に公園に行こうと求められ」、その際には「極度に粗暴で卑劣なやり方で襲われている」という。これに関しては「日に日に苦情が増して」おり、外国人労働者の振る舞いは「全住民を大きく不安にする原因となるほどに達し」たとSD報告は記している<sup>(33)</sup>。

このようにSDは、特に民族政策上の不都合とも絡み合った、若者たちの性に関する問題を取り上げ、そこに「消極的な」逸脱の行為者としての、および当該問題の「被害者」としての若者の姿を描き出しているのである。同報告の終わりにSDは、「民族的危険」は外国人労働者との性行為の全面的な禁止令によって取り除かれるものであり、また「友好諸国の感情を傷つけることのない」ように「とりわけ若者たちがあらゆるプロパガンダによって啓蒙される」べきである、と結論付けている<sup>(34)</sup>。

さてSDは主に1942年末と43年初めの二回の報告において、若者たちの「モラル」という、より介入しにくい問題領域の状況をも明らかにしようとした。42年12月10日のSD報告は、若者たちの「労働モラル」の問題を伝えている。SDはまず、農村地域の若者たちは「若いうちから昔からの作業工程に引き入れられているため」、彼らの労働モラルはほとんど苦情の原因にならなかったのに対し、大都市や工業地域における若者たちの労働観は平均して常に劣っているとの見解を示した上で、次のようにも記している。「しかし、戦争によってもたらされた不穏な状態、および一部で会社内での監督が不十分であることの結果、最近では一般に、労働モラルの激しい低下が起きている<sup>(35)</sup>」。またSDは、統計に反映

---

(31) Meldungen aus dem Reich v. 22.1.42, *MaR*, Bd. 9, S.3200f.

(32) *ibid.*, S.3202.

(33) *ibid.*, S.3203f.

(34) *ibid.*, S.3204.

されるのは労働局や警察が関わる「悪意があり執拗な」労働拒絶者であり、若者の労働違反行為（Arbeitsvergehen）の大部分は「通例記録されないか、全く把握できない」ものだと述べた後で、若者の「不十分な労働モラル」を示す個別例をいくつも挙げている。

ここで第一に確認しうるのは、最低限にしか働こうとしない若者たちの姿である。彼らは終業時刻になると途中でも仕事を終えてしまったり、戦地で必要な製品を生産しなければならぬにもかかわらず「日曜だったために」労働を拒否している<sup>(36)</sup>。彼らは自分たちの「権利についてはよく知っている」が、「義務にはあまり厳格ではない」と見なされており、徒弟たちには「非常に必要不可欠な義務意識」がなくなってしまっているという。

さらに、そもそも仕事をしていない多数の若者たちも問題視されている。彼らは労働局による出頭命令に全く応じておらず、姿を見せると「傲慢な態度をとり、憤激して仕事を拒絶」した。SDは、こうした態度は彼らが両親に養われていることによるものであり、彼らには「自分たちが働かなければならないという認識がそもそも欠けている」との見方を示している<sup>(37)</sup>。

一方で女子たちについても、数多くの家事手伝いの労働モラルの劣悪さに、住民の間で

苦情が出ていた<sup>(38)</sup>。これは、雇い主に対する女子たちの傲慢な態度によるものであった。彼女らは「どんな些細なことでもドイツ労働戦線に報告する」との脅しをかけ、また自分たちが「引く手数多」であることをいいことに、最低限の仕事以外は絶対にしなかったという。さらにこの報告では、たいいてい家事手伝いが「何が何でもこの職業から、別の楽で高収入な職業へと移ろう」と意図していたとも述べられている<sup>(39)</sup>。

SD報告が挙げる事例は、職場における若者たちの個別具体的な「反抗的」態度にまで及んでいる。職場からの早退や逃亡、職場での窃盗、上司や親方からの注意に対する嘲笑や更なる賃金要求など、若者たちの多様な「反抗」の姿が描かれており、また彼らの職場への無断欠勤や労働契約違反の数値もが詳述されている<sup>(40)</sup>。

この報告の総括としてSDは、こうした若者たちの行動・態度の理由を「明確な世界観的・精神的方向付けの欠如」に見ており、若者たちが戦時における自分たちの任務と義務について何も考えておらず、「できるだけ楽に人生を楽しもうとしていた」と分析している。そしてこうした状況を改善する最終的な措置として、問題の若者たちを「労働強制収容所へとまとめ」て収容することを提案した上で、

(35) Meldungen aus dem Reich v. 10.12.42, *MaR*, Bd. 12, S.4558.

(36) *ibid.*, S.4558f.

(37) *ibid.*, S.4559.

(38) *ibid.*, S.4560.

(39) *ibid.*, S.4560.

(40) *ibid.*, S.4561f.

「絶え間ない監視の下での最も厳しい労働」に加えて、労働の意味と目的を、そして「明確な世界観のある態度」を教え込むことを主張しているのである。<sup>(41)</sup>

このようにSDは1942年12月10日の報告において、労働の場における若者たちのモラルに関する詳細な記述を行っている。これに対し、上述した43年1月4日の報告は公の場に注目したものであり、ここでもSDは若者たちの態度や振る舞いについて詳述している。それによれば、特に中・大都市および工業地域における、主に14～18歳の一部の若者たちが公の場で「甘受できない態度をさらけ出して」おり、彼らには「手荒な手段をもって対処することが適当である」と主張されている。<sup>(42)</sup>

公の場における若者たちの態度や振る舞いはどのように描かれているのか。報告でまず取り上げられたのは、公共交通機関における若者たちの粗暴な振る舞いである。彼らは老人や虚弱者、負傷者や傷痕軍人などに対し、要求されても席を譲ることなく、自分たちの権利を主張したり大人たちを嘲笑するなどの態度をとっていた。<sup>(43)</sup> こうした若者たちに対する不満は女性乗務員からも繰り返し聞かれており、彼女らは徒弟や生徒たちから「侮辱的なあだ名や粗野な振る舞い」を受けていたという。そうした状況をふまえSDは、公共交通

機関に多くの外国人が乗っている中でのこの若者たちの振る舞いは、「ドイツ人の若者の振る舞いとして必ずしも適当ではない」と指摘している。<sup>(44)</sup>

別の公の場や種々の行事においても、同じような事態が報告されている。映画館において自分たちに席を空けるよう怪我人に対し求めたり、挑発的・侮辱的な発言を年輩の女性に浴びせるような若者たちの態度が懸念され、さらに彼らの礼儀作法の悪さには政治指導者やSSも「何度も手を焼いて」いたと記されている。<sup>(45)</sup>

1942年12月10日および翌年1月4日の二つの報告からは、概ね次のことが確認できよう。第一に、SDの問題関心は、若者たちの「モラル」のレベルにまで達していたということである。HJや公の場における「消極的な」逸脱行為などと比較すると、ここでの問題はHJや警察などの「公権力」が介入する余地が少ないという意味で、より「私的な」領域に属するものであり、SDの関心はそこにまでも向けられていた。そして第二に、これらの報告の中で描かれた若者たちは、主体的行為者としての性格をより強く帯びているということである。HJや公の場での「倫理的・道徳的」な問題に関してのSD報告に比べ、ここでは親やその他の大人たちが及ぼす影響はほとんど報告されておらず、彼らはむしろ若者たち

---

(41) *ibid.*, S.4563.

(42) *Meldungen aus dem Reich v. 4.1.43, MaR, Bd. 12, S.4623.*

(43) *ibid.*, S.4623f.

(44) *ibid.*, S.4624.

(45) *ibid.*, S.4624f.

の態度や振る舞いの「被害者」として描かれている。若者たちが HJ やナチズムに対してだけでなく、一般的なドイツ民衆に対しても問題を起こしていたという点を、SD はこの二つの報告で強調しているように思われる。

#### IV. 1943 年以降

1943 年以降、SD 報告における若者たちの姿は、より直接的に戦争と結び付けられる形で描かれるようになる。これは、東部戦線での戦闘の長期化によって、HJ の若者たちを戦争に近づけるような国家的措置が執られてゆくことと関連していると考えられる。42 年 5 月以降「軍事教練キャンプ」が設置され、若者たちには 3 週間の軍事的訓練と世界観教育が課せられることとなった。ここでは主に国防軍や SS のメンバーが若者たちの指導にあたり、<sup>(46)</sup> 青少年教育に対する軍事的な国家機関の介入の度合いが強まったといえる。また 43 年初頭には、15～16 歳の学校生徒たちが主に空軍の補助員として動員されるようになり、その数は終戦までにほぼ 20 万人に達した。<sup>(47)</sup> このように若者たちは、HJ と比べより軍事的な国家機関の影響を受けるようになり、戦争との距離を縮めてゆくのである。

1943 年以降 SD はしばしば、こうした状況に呼応する形で若者たちの姿を描いた。それはこれまで見てきたようなものとは幾分異な

る若者像である。すなわち、「消極的な」逸脱あるいは問題行動を基に「否定的」に描写されることの多かった若者たちの姿は、より多様な評価をもって報告されるようになる。以下では 43 年以降の若者像を、上記の二つの軍事的動員だけでなく、学童疎開、空襲被災地における HJ 活動などに関する SD 報告を通じて見てゆきたい。

軍事教練キャンプにおける若者の姿を伝えたのは、1943 年 11 月 18 日の報告である。ここではまず、若者たち自身の見解を取り上げている。それによれば、最初のキャンプの後すでに、多数の若者たちがキャンプでの教育や服務について評価しており、それを聞いた他の若者たちも自分自身の召集を「ある種の期待をもって」待ち受けているという。特に若者たちが気に入った点は、SS などから派遣された教官や指導者が「仲間らしく」振舞ってくれること、既に現場では自分たちの「真価を証明するための試練」があったことだ<sup>(48)</sup>た。

ここでは若者たちの周囲の人々の見解も伝えられている。親たちについては、当初彼らの中では軍事教練キャンプに対してかなりの疑念があったのだが、それは「厳しい服務による健康被害」、徒弟修業期間の終了前のキャンプへの召集、キャンプ終了後の早期の軍隊への召集などに対する懸念によるものとされ<sup>(49)</sup>ている。また企業経営者や親方は、3 週間の

(46) Heinz Boberach: *Jugend unter Hitler*, Düsseldorf: Droste, 1982, S.129ff.

(47) Boberach: *Jugend unter Hitler*, S.124.

(48) SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 18.11.43, *MaR*, Bd. 15, S.6037f.

召集には労働欠損を理由に否定的であり、特に、戦時生産のために工業や手工業が活況を呈していた地域では企業経営者らの反感が非常に強かったという。<sup>(50)</sup> こうしたことから召集をかけられた若者たちが「高い割合で」キャンプに姿を見せなかったため、しばしば2倍の数の若者たちに召集をかけねばならなかった、と報告では指摘されている。<sup>(51)</sup>

一方で、実際に軍事教練を受けた若者たちは、父母や親方といった大人たちから「称賛」すべきものと見なされた。訓練は「戦争によって生じた父親の教育の不足」を年輩の熟練した指導者に委ねるよい機会であるとされ、軍事教練キャンプ内の「礼儀作法の教育」によって公の場、職場、HJ活動などでの若者たちの態度が改善されたという。それは「遊び半分さ」と「威張り」の喪失および「厳格な態度」の獲得、目上の大人に対する規律の改善、責任感の強固、時間の厳守といった点で見られ、<sup>(52)</sup> SSとともに教官を送り込んでいた国防軍からも、軍事教練キャンプの参加者とそうでない若者たちとの間の差を「十分に感じ取ることができる」と強調された。<sup>(53)</sup> また若者たちの中には、キャンプへの参加によってHJ活動における軍事教練の不十分さを知り、HJに対して批判的になっている者さえ見られると伝え

られている。

こうした軍事教練キャンプにおける若者像は、空軍補助員として動員された若者たちの姿とある程度共通している。1943年3月15日のSD報告によれば、動員は若者たちの「熱狂をもって受け入れられ」、その後もしばらくは熱狂が続いたという。また彼らに対し上官である空軍の将校たちも、「全体的には満足している」ことが伝えられている。一方で、親たちはこの動員を「十分理解し落ち着きをもって受け入れ」、夫を召集された母親たちからは子供に厳しい規律を経験させることが「歓迎され」たものの、動員によって学校教育や職業訓練が犠牲になることへの不安や、また空軍補助員を通じて直接に軍に入隊させられるのではないかとの懸念をも示していた。<sup>(54)</sup>

ただ空軍補助員としての動員に関しては、軍事教練キャンプの報告では見られなかった若者像も記述されている。第一に、動員に対する「熱狂」後の姿である。1943年7月22日のSD報告によれば、初めは「若者特有の無頓着な状態」であった空軍補助員も、基礎教育の終了後幾分軍務が新たな魅力を失ってゆくと「だんだん自分の将来について心配」するようになったという。<sup>(55)</sup> 当初親たちの間で見られていたような不安は、若者たちにも意識

---

(49) *ibid.*, S.6038.

(50) *ibid.*, S.6039ff.

(51) *ibid.*, S.6041.

(52) *ibid.*, S.6039f.

(53) *ibid.*, S.6041.

(54) Meldungen aus dem Reich v. 15.3.43, *MaR*, Bd. 13, S.4949ff.

(55) SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 22.7.43, *MaR*, Bd. 14, S.5522.

されてゆくのである。第二の若者像としては、一兵士として扱われたがる姿が挙げられよう。43年3月15日の報告では、空軍補助員の下で「兵士の権利を独自に要求する傾向」が確認でき、彼らは空軍の鷲の紋章付の帽子を要求することもあったと伝えられている。さらに、他の官庁や政府機関、そして青少年保護警察令は自分たちにはもう何も影響を及ぼすものではないと考える若者たちがおり、彼らの間では、若者には禁止されている映画や「夜の娯楽場」への出入りを自分たちに許可すべきだ、とさえ信じられていたという<sup>(56)</sup>。第三に、動員中あるいは動員後に問題を起こす若者たちの姿である。43年3月15日のSD報告では、動員中は時折、教官との性的な話題や、若者同士の酒盛りが行われていたことが問題視されている。さらに動員後の問題行動としては、空軍補助員が公共交通機関の中で、動員中に操作していた機器や防衛兵器について「細部にわたって大声で」話していたことが懸念されている。交通機関には多数の外国人労働者も出入りしていたという事実から、SDは若者たちのこうした行動によって引き起こされる危険を指摘しており、「秘密厳守を義務化する必要性」を強調している<sup>(57)</sup>のである。

二つの軍事的動員に関する報告において描かれる若者像をまとめてみよう。こうした動員においても若者たちが時折「消極的な」問題行動を起こすようなことはあったが、彼ら

は概ね動員には肯定的であり、特に当初は「熱狂」するほどだった。それはしばしば、この動員が軍事機関であるSSや空軍と、あるいは戦争とより直接的に関われるという「期待感」によるものだろう。そして、動員におけるSSなどの指導やより実践的な軍事訓練によって、一方ではHJや「若者として扱われること」を忌み嫌う傾向を強め、他方では態度や規律を改善させた若者たちの姿が描かれたのである。

SDは第二次大戦下におけるドイツの若者たちを、このような軍事的動員とは違った側面からも報告している。ここでは、戦時下のHJにおいて最も重要だった活動の一つ、「学童疎開」に関する報告から若者像を見てみることにする。この学童疎開はHJ指導部にとって、若者たちを親から引き離し、HJとしばしば対立していた学校の影響を排除するという「教育改革」を実現するための措置として位置づけられていた<sup>(58)</sup>。1940年9月にヒトラーによって「空襲危険地域の青少年疎開」令が発せられ、自由意志で参加した青少年を対象に疎開地へ送ることが決定された。さらに、空襲が各地で激しくなった43年の6月には、空襲地域から学校ごと移転させる旨の条令が出されるに至り、44年までに学童疎開に参加した若者たちの数は80万人に達したという<sup>(59)</sup>。

学童疎開に関するSD報告では一貫して、父母たちの見解や行動が大きく取り上げられて

(56) Meldungen aus dem Reich v. 15.3.43, *MaR*, Bd. 13, S.4951f.

(57) *ibid.*, S.4952.

(58) Klönne: *Jugend im dritten Reich*, S.55f.

いる。なぜなら子供を疎開に参加させるか否かは、しばしば親の判断に委ねられたからである。そうした判断の基準をSDは次のように分析している。第一に、直近に空襲を経験していたか否かである。1943年9月30日のSD報告によると、疎開を申し込んだ児童の数は大きな攻撃がある度に増加したが、比較的平穏な時期には再び収まったという。第二に、父母集会が実施され、敵国の攻撃の影響から子供たちを守る必要性が訴えられているかどうか<sup>(60)</sup>が重要であった。また44年1月20日の報告では、集会で児童や学校の疎開先、搬出日時や形態、疎開先での授業や食事状況を伝えることも、親たちに疎開を促す上で重要な要素だったと伝えられている<sup>(61)</sup>。さらに、親たちが大規模な学童疎開に応じなかった理由としてSDは、児童の病気の際の治療、少女たちの道徳的な危険に対する懸念などを挙げており、親たちの拒絶した姿勢がしばしば、子供たちの劣悪な扱いについての「噂に惑わされる」ことによるものだったとも見なしている<sup>(62)</sup>。

SDの問題関心は、学童疎開の実施状況や実施後の種々の困難にも及んだ。SDは各地の統計を報告しているが、ベルリンでは1943年8月30日の時点で約16万人の児童・生徒

が疎開に応じた一方で、約8万5,000人が市内に残留し、そのうちの8割弱が「親たちの拒否」によると伝えている。また同年9月15日の統計によると、ベルリンに残った児童・生徒は8月30日の時点に比べ減少しているものの、そのうち「親たちの拒否」による事例は3,000人上昇している<sup>(63)</sup>。他の地域の状況も報告した上でSDは、空襲地域には依然として児童や生徒が「大勢取り残されている」とし、「これまでの経験によれば、父母たちの大部分が拒絶した姿勢のままだろう」との予測を立てている<sup>(64)</sup>。

しかし実際に起きた事態はこうした予測を上回るものだったということが、1943年10月25日のSD報告から確認できる。それによると、ベルリンにおいて「親たちの拒否」を原因とする児童・生徒の疎開への不参加は、10月15日には8万5,000人に達したとされ、ハンブルクにおいても市内に留まっている約7万人の学童のうち1,400人しか参加を希望しなかったという。ここでは、学童疎開に関する宣伝活動が成功していないこと、空襲の危険が疎開先でも広がるのではとの懸念、不十分な食事や劣悪な宿泊施設および待遇についての噂などによって、親たちの抵抗が「一段とはっきり表れている」と報告されている<sup>(65)</sup>。

---

(59) Klönne: *Jugend im dritten Reich*, S.39; Boberach: *Jugend unter Hitler*, S.114; SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 30.9.43, *MaR*, Bd. 15, S.5827.

(60) *ibid.*, S.5828.

(61) SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 20.1.44, *MaR*, Bd. 16, S.6271.

(62) SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 30.9.43, *MaR*, Bd. 15, S.5828f.

(63) *ibid.*, S.5829f.

(64) *ibid.*, S.5831.



さらに、一度子供を疎開に参加させた親が、子供を故郷に連れて帰るといふ事態も発生した。同報告では、43年9月15日からの1ヶ月間でベルリンに帰ってきた児童の数は9,754人に上り、他の地域でも50～70%の子供たちが故郷に戻ってきたと伝えられている。<sup>(66)</sup>このようにSDは、当初は予測しえなかった事態をも引き起こした父母たちの抵抗に強い関心を寄せており、それによって子供や若者たちに対する国家的措置が阻害されることを問題視しているのである。

さらにSDは、学童疎開自体が引き起こした若者たちに対する「監督の不足」という問題にも目を向けている。すなわち疎開先では、児童・生徒数の急激な上昇のために教師および教室の数が絶対的に不足するという状況が生じた。<sup>(67)</sup>一方で児童や生徒を送り出した地域では、彼らの移送活動中は学校教育が中断され、そのため居住地域に留まった子供たちの大部分が「何の監督もなく」「放任され続けている」といふ事態が起きていた。1944年1月20日のSD報告は、数万人のドイツの子供や若者たちに対するそうした「野ざらし状態」は「ほとんど責任の負えない」ものであるとし、監督の不足の結果として確認された、「街頭でたむろしている」数万人の若者たち、あるいは非行に走り徒党などへ参加する若者たちの

姿に言及している。<sup>(68)</sup>

このように学童疎開に関するSDの諸報告は、国家的措置の中で若者たちを取り巻く人々が、あるいはその国家的措置自体が若者たちに対して及ぼす影響を主に伝えている。これに対し、若者たち自身の姿を描いているのが、空襲被災地における若者たちに関する報告である。ここでの若者像は、SD報告全体の中で最も「肯定的」なものといつてよいだろう。それはどのようなものだったのか、1943年8月16日および12月20日の報告から見てゆくことにする。

二つの報告で取り上げられているのは、空襲中ないし空襲後の被災地において動員されたHJの若者たちである。それによれば、主に14～17歳の者が個別に、またはグループで動員され、消火活動や伝令業務などに従事し「独自の決定で精力的に」働いていた。<sup>(69)</sup>注目すべきは、こうした彼らの活動が人々に一様に評価されている点である。8月16日のSD報告では、ハンブルクの際40時間余りの間休むことなく消火活動に当たり、人々の避難を救援する若者たちの姿が、住民たちの間で「絶賛とこれ以上ない賞賛を博す」ものとして描かれている。また12月10日の報告は、被災地でのHJの動員に対する評価が、彼らの活動の成果にだけでなく、若者たちが

(65) SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 25.10.43, *MaR*, Bd. 15, S.5917f.

(66) *ibid.*, S.5918.

(67) SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 30.9.43, *MaR*, Bd. 15, S.5832.

(68) SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 25.10.43, *MaR*, Bd. 15, S.5919; SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 20.1.44, *MaR*, Bd. 16, S.6271.

(69) SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 20.12.43, *MaR*, Bd. 15, S.6178.

「進んで動員に参加した」ことにもよるものだと伝えている。<sup>(70)</sup>

さらにこのような賞賛は、それまでは若者たちの HJ での活動に「かなり懐疑的に接していた民族同胞」からも与えられた。彼らは、若者たちの熱意の大きさから、「これまでしばしば思われてきたほど」若者たちの精神は悪くはないのではと推測するようにさえなったという。<sup>(71)</sup> 同様に、かつては空軍補助員として労働者の若者を派遣することに反対していた企業経営者も、自社の消火活動の際に「卓越した能力」を示した若者たちの被災地における動員を「賞賛してやまなかった」<sup>(72)</sup>。つまり、空襲の際の若者たちの行動は、それまでの若者たちに対する見方を覆す可能性を持っていたのである。

住民にとってこうした若者たちの姿がどれほど「意外」なものだったかは、12月10日の報告の一節である程度理解されよう。ここで SD は、空襲の混乱の際には若者たちが非行化するとの見解が、しばしば住民の中で主張されたと述べている。つまり、それまでの様々な経験から住民たちは、空襲ほどの非常事態であれば若者たちは非行化するものだと考えていたのであり、そうした予想に反して若者たちは被災地での活動で「見事に有能であることを示した」のである。SD は、若者た

ちの大部分が「健全な心」を持っており、大惨事の場合には積極的に動員できるということが空襲の際に明らかとなった、と分析している。<sup>(73)</sup>

以上本章では、1943年以降の SD 報告における、より直接的に戦争という文脈の中で描かれた若者像を析出してきた。最後に、戦争後期に子供や若者たちが政治的・軍事情勢に対して抱いていた意見を、SD がどのように問題視していたのかについて考察してみたい。

1943年11月22日の報告で、SD は次のように述べている。「一般的な政治的・軍事情勢について子供たちや若者らが意見を言うことは、彼らが、家において親しい家族の中だけで交わされる知らせや意見に関して『小耳に挟んだ』ことを、一般に言いふらしてしまう場合注意するに値する」<sup>(74)</sup>。つまり SD は、若者たちが家での会話の中で何気なく聞いてしまうことにも関心を寄せていたのであり、さらにそうした情報を若者たちが外でしゃべってしまうということを問題視していたのである。

若者たちが耳にしていた情報を SD が知る手段の一つは、学校で生徒たちが書いた作文だった。SD 報告によれば、しばしば教師たちは生徒に対し、政治的見解について聞いたことを口頭や作文において再現する（伝える）ように求めており、作文の中には「人々が話

---

(70) SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 16.8.43, *MaR*, Bd. 15, S.5622; SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 20.12.43, *MaR*, Bd. 15, S.6178.

(71) *ibid.*, S.6178.

(72) SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 16.8.43, *MaR*, Bd. 15, S.5623f.

(73) SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 20.12.43, *MaR*, Bd. 15, S.6178f.

(74) SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 22.11.43, *MaR*, Bd. 15, S.6053.

していることについて」という題で出された宿題もあった。それらによって、生徒たちが家や商店、交通機関で聞いてしまうような政治についての会話のテーマや傾向がどのようなものだったかを把握することが可能だったのである。<sup>(75)</sup>

報告から見て取れるのは、若者たちは人々の様々な意見を耳にしていたということである。敵国のプロパガンダに帰すると思われる人々の意見を書いた作文には、休暇をもらうためドイツ兵が上官に贈る賄賂、将校の豪華な食事、前線で戦う「並の」兵士たちの「まずい食事」、国防軍で蔓延している賄賂や「献金」といったようなことについての記述が、非常に多く見られたという。さらに報告によれば、一部の若者たちはこうした話を「多くの場合本当だ」と思っていた。<sup>(76)</sup> 同様に戦況については、子供を参戦させねばならないほどの国力の低下、国防軍の衰弱を示す「撤退」、ドイツ西部の「全都市の」破壊、米英軍による毒ガス攻撃の可能性、43年冬にはドイツが崩壊するとの予想などが挙げられている。さらに、若者たちが耳にしていたことはヒトラーを嘲笑するような「政治的ジョーク」にまで及んでいた。<sup>(77)</sup>

加えて、若者は大人たちのこうした「否定的かつ悲観的な意見や流言」を「知っている」だけでなく、一部で「自分自身のものにして」

いたと報告は伝えている。若者同士の会話にも、すでに戦争の敗北やナチスの崩壊が口にされていたという。<sup>(78)</sup> 自ら耳にした情報を若者たちが「一般に言いふらして」しまうことが、SDにとってより大きな関心事だったのは想像に難くない。しかし報告で挙げられた事例は一つのみであり、それ以外にどのような状況が存在したのかは、残念ながらあまり明らかにはならない。

## V. おわりに

本稿での考察を要約してみよう。

SDは当初、HJの外部で徒党を形成し、HJやナチズムに対し「積極的な」抵抗を見せていた若者たちについても報告を行っていた。しかし1939年以降はより「一般的な」若者たちを分析の中心的対象とするようになり、中でもSDの主な問題関心は、そうした若者たちの「消極的な」逸脱あるいは問題行動に、そしてそれらに影響を与えた「外的」諸要素に置かれたのである。

SDにとっての懸念はとりわけ、こうした若者たちの問題がHJ活動の場、および公あるいは労働の場で起きていることにあった。HJ活動の場については、若者たちの活動の欠勤・不参加、および活動内における「倫理的・道徳的」問題が指摘された。SDはこれらの問題

(75) *ibid.*, S.6053.

(76) *ibid.*, S.6053f.

(77) *ibid.*, S.6054.

(78) *ibid.*, S.6055.

の原因を、若者自身の意思にだけでなく、彼らの周囲にいる人々の意見や態度にも見ており、さらに大人たちの無関心によって若者たちに「倫理的・道徳的」な危険が及ぶという事態にも言及している。

一方、公の場における若者たちの「消極的な」逸脱あるいは問題行動は、しばしば青少年保護警察令や青少年拘禁との関連の中で描かれた。飲食店の出入りや映画の鑑賞が法的に制限・禁止されたにもかかわらず、若者たちは様々な方法で警察の取締りをかいくぐろうとしたのであり、若者自身や大人たちの法令に対する関心の低さとも相俟って、体制側の法的規制の徹底を困難にしたのである。またSDが最も危険視した問題の一つが、ドイツ人少女と外国人労働者との交際あるいは性行為だった。SDはここで、主体的な行為者、および「被害者」という両側面から若者たちを描いたのである。

さらにSDの問題関心は、若者たちの「モラル」の問題にも及んだ。労働の場における若者たちのモラルについては、仕事に対するサボタージュや、上司や親方、雇い主に対する傲慢な態度が問題視され、最終的な措置としての「労働強制収容所送り」もが主張されたのである。また公の場でのモラルに関しては、老人や負傷者などの弱者に対する若者たちの粗暴な振る舞いが指摘された。これらの報告は、SDが若者たちのより「私的な」生活領域の問題にまで注意を向けていたことを示すものである。またここでは、若者たちはほぼ完全に問題の主体的行為者として描かれている。SDは、彼らの問題行為の矛先がHJや

ナチ体制だけではなく、一般的なドイツ民衆に対してまでも向けられていたことを強く懸念していたものと考えられる。

1943年以降若者たちを戦争に接近させるような国家的措置が執られ、SD報告でもそうした措置の中での若者たちを取り上げるようになるにつれ、彼らの姿は多様な評価をもって描かれてゆく。「肯定的」な若者像は、軍事的動員および空襲被災地における動員に関しての報告より確認できる。とりわけ後者においては、HJの若者たちがドイツ住民から「賞賛を博す」ような活動ぶりが報告され、それまでの若者たちに対する否定的な見解を覆す可能性を持つほどだった。

一方で、学童疎開においては「否定的」な面が描かれている。すなわちそれは、主に親たちの抵抗によって若者に対する国家的措置が阻害されているという面、およびそうした措置自体が若者たちに対する「監督の不足」をもたらしたという面である。またSDは、若者たちの政治的・軍事情勢に対する意見についても問題視していた。大人たちの会話における否定的かつ悲観的な意見を「小耳に挟ん」で情報を得、それを自分自身の意見として言いふらす、という「否定的」な若者像をSDは描き出しているのである。

以上見てきたように、従来の研究の対象とされてきた徒党や抵抗運動に積極的に関与した若者たちと比較し、SD報告から析出できる若者像は非常に多様で複雑なものだった。SD報告の中心的対象となったより「一般的な」若者たちは、HJやナチズムに対して、完全に順応したわけでも拒否したわけでもなかった。

SDの関心はまさにそうした若者たちに、中でも彼らがHJ活動の場や公の場で起こす「消極的な」逸脱や問題行動、あるいは彼らにもたらされる憂慮すべき事態に向けられていたのである。SDにとっては、より「一般的な」若者たちをめぐる諸問題は、HJ外部で形成され活動する徒党集団の問題以上に懸念すべきものだったといえよう。だからこそSDは、若者たちの「モラル」というかなり細かな問題にも踏み込んで詳述しているのである。

SDがこのような問題関心を持ち、ナチスの政策決定過程にとって重要な資料となったSD報告においてこれらの問題を取り上げたことは、次の可能性を示唆している。すなわち、ナチスの青少年政策には、HJやナチズムに対してのみならず、しばしば一般民衆にま

で向けられるような、より「一般的な」若者たちの態度こそが大きな影響を与えていたのではないかということである。こうした明らかに犯罪とはいえないような、警察などの「公権力」が介入する余地の少ない、より私的で日常的な生活領域に関する問題こそが、国家指導部の青少年政策決定にあたって最も重要視された要素の一つだったと考えられる。これは従来の歴史研究が対象としてきた、徒党などにおいて「積極的な」抵抗を行う若者たちの姿からではなく、SDが独自に描いた若者像から導き出されるものである。こうした可能性を実証するには、更なる資料の分析が必要となろう。今後の課題としたい。

(経済学研究科修士課程)